



埼玉県報

第 739 号
令和 8 年(2026 年)
7 月 24 日
金曜日

目 次

告示

- ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事に関する落札者等の公示（入札課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 建設業法第 29 条第 1 項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借に関する落札者の公示（会計課）
- データ交換装置システムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関による巡回検査）（計量検定所）
- 県道東大久保ふじみ野線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道深谷東松山線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第五百二十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 落札に係る建設工事の名称

ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号

3 落札者を決定した日

令和8年3月11日

4 落札者の氏名及び住所

細田建設株式会社 埼玉県飯能市大字双柳760番地の14

5 落札金額

3,025,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年1月13日

告 示

埼玉県告示第五百二十四号

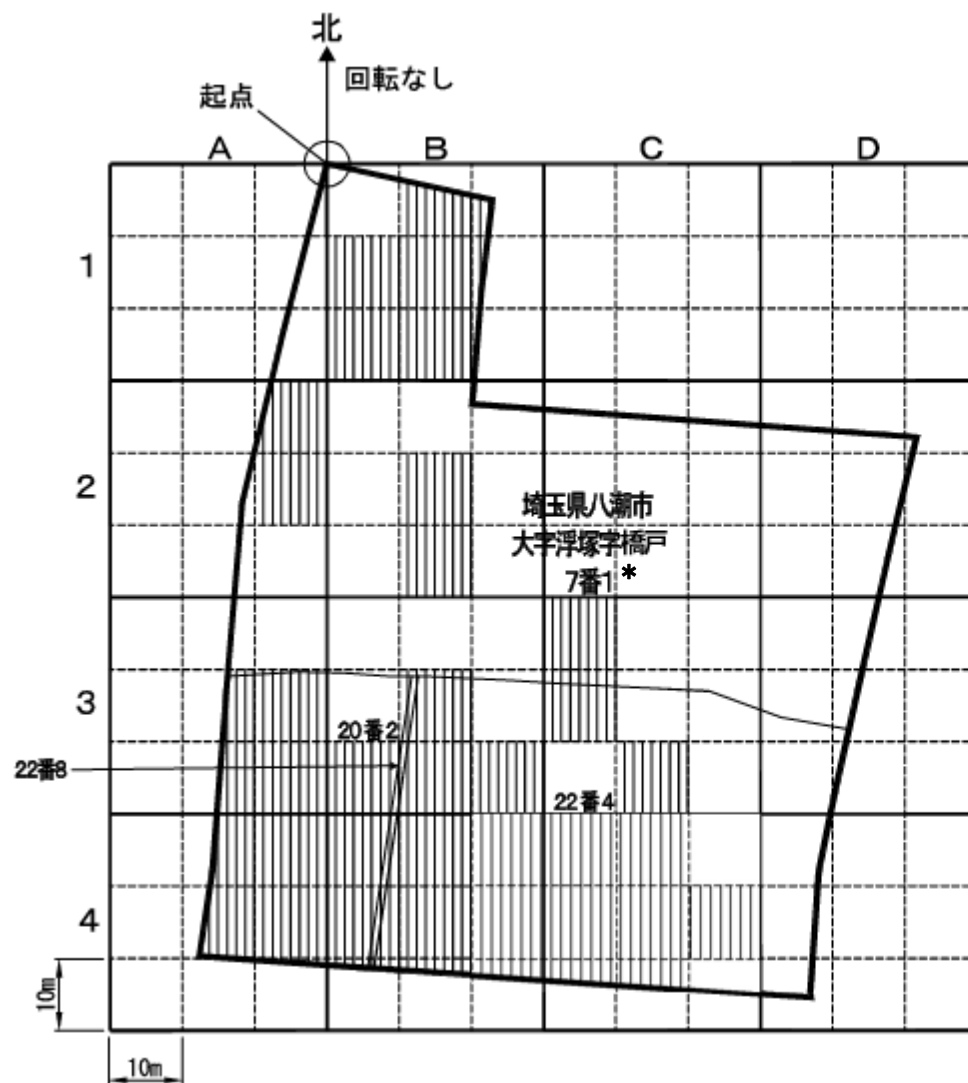
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第四百七十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年七月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字浮塚字橋戸七番一の一部、二十番二の一部、二十二番四の一部及び二十二番八）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 30m格子
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、埼玉県八潮市大字浮塚字橋戸7番1の最北端とする。

【格子の回転角度(回転なし)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

* 7番1に10番2及び22番7を合筆
(令和7年1月31日)

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和八年七月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和八年七月十日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社優眞工業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区笹丸百八十六番地一

ハ 代表者の氏名

清水 隆太郎

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般・六）第七二九八六号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

令和八年四月十日、株式会社優眞工業の役員が拘禁刑に処せられることが確定した。これにより、同社は建設業法第八条第十二号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することとなった。

このことは、同法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消事由に該当する。

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和8年6月12日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

711,761,820円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年4月17日

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年七月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

データ交換装置システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年2月29日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2247

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課運用第一係 山口 電話048-832-0110 内線2453

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年9月28日（月）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年9月25日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年9月28日（月）午前9時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和8年9月28日（月）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年8月20日（木）午前11時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和8年8月20日（木）午前11時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（別記様式 4）を令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of data exchange device system

(2) Deadline for tender:

[By electronic tender system] by 9:50 a.m. on September 28, 2026

[By registered mail] by 5:00 p.m. on September 25, 2026

[In person] by 9:50 a.m. on September 28, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年七月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年11月30日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 9 月14日（月）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 9 月11日（金）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 9 月14日（月）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和 8 年 9 月14日（月）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年9月4日（金）午前11時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和8年9月4日（金）午前11時までに上記3(1)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年8月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of bedclothes for night-duty police officers and detainees

(2) Deadline for tender:

[By electronic tender system] by 10:20 a.m. on September 14, 2026

[By registered mail] by 5:00 p.m. on September 11, 2026

[In person] by 10:20 a.m. on September 14, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年七月二十四日

埼玉県計量検定所長 深 野 成 昭

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
長 瀬 町	令和八年九月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	長瀬町役場庁舎前 駐車場
横 瀬 町	令和八年九月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	横瀬町総合福祉セ ンター駐車場
皆 野 町	令和八年九月四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	皆野町役場駐車場
小 鹿 野 町	令和八年九月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	小鹿野町両神振興 会館駐車場
	令和八年九月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	小鹿野総合センタ ー前駐車場

秩父市			狭山市			区域		
期 日			時 間			場 所		
令和八年九月九日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市大滝振興会館 駐車場		
令和八年九月十日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市役所荒川総合 支所西側駐車場		
令和八年九月十一日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市役所吉田総合 支所駐車場		
令和八年九月十四日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市原谷公民館駐 車場		
令和八年九月十五日			午前十時から正午 まで	午後一時から三時 まで		秩父市大田公民館駐 車場		
令和八年九月十六日 及び同月十七日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市尾田蒔公民館 駐車場		
令和八年九月二十四日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			狭山市民会館駐車場		
令和八年九月二十五日 及び同月二十八日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			農村環境改善センタ－ 駐車場		
令和八年九月二十九日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			智光山公園正面駐車 場		

区 域	期 日	時 間	場 所
富士見市	令和八年十月十五日 及び同月十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	富士見市役所来庁者 用西側駐車場
ふじみ野市	令和八年十月十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	ふじみ野市役所公用 車駐車場
和 光 市	令和八年十月二十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	大井総合支所駐車場
	令和八年十月二十二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	和光市役所駐車場
志 木 市	令和八年十月二十三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	志木市役所庁舎裏駐 車場
朝 霞 市	令和八年十月二十六日 及び同月二十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	産業文化センター第 2 駐車場
新 座 市	令和八年十月二十九日 及び同月三十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	新座市民会館第二駐 車場

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和八年七月二十四日

埼玉県計量検定所長 深 野 成 昭

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区 域	期 日	場 所
長 瀬 町	令和八年九月二日から十二月一日まで （日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の 休日を定める条例（平成元年埼玉県条 例第三号）第一条第一項第二号及び第 三号に掲げる日をいう。以下同じ。） を除く。）	計量器の所在場所
横 瀬 町	令和八年九月三日から十二月二日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆 野 町	令和八年九月四日から十二月三日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小 鹿 野 町	令和八年九月七日から十二月四日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
秩 父 市	令和八年九月九日から十二月八日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

区 域	期 日	場 所
狭 山 市	令和八年九月二十四日から十二月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
富 士 見 市	令和八年十月十五日から令和九年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
ふ じ み 野 市	令和八年十月十九日から令和九年一月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
和 光 市	令和八年十月二十二日から令和九年一月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
志 木 市	令和八年十月二十三日から令和九年一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
朝 霞 市	令和八年十月二十六日から令和九年一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
新 座 市	令和八年十月二十九日から令和九年一月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

路 線 名	県道東大久保ふじみ野線
供用開始の区間	ふじみ野市東久保一丁目一四七番一 地先から同市東久保一丁目一四七番 一地先まで
供用開始の期日	令和八年七月二十四日
備 考	令和六年六月二十一日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第十三号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 長四・一二メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月二十四日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 石 川 修

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 深谷東松山線 東松山市大字石橋字小林一五八五番一〇地先から

同市大字上野本字円光寺一四一番三地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和八年七月二十五日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年七月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 許可番号

令和八年六月二十五日

指令川建セ第〇七〇一〇一号

二 検査済証番号

令和八年七月十七日

川建セ第〇八〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字古新田前二千六百九十八番一、二千七百一番一、二千六百九十八番一地先道路の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市本庄一丁目一番七号

株式会社横尾材木店 代表取締役 横尾 守